

芦 監 報 第 1 5 号

平成 2 4 年 2 月 8 日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 木野下 章

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、
同条第 9 項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）。なお、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査も併せて実施した。
- II 監査の対象 平成23年4月1日から平成23年9月30日までの教育委員会事務局管理部管理課所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。
- III 監査の期間 平成23年10月25日から平成24年1月24日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入歳出予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

1 事務及び組織

(1) 事務（芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則による。）

管理部管理課は、教育委員会事務局に設置された課であり教育委員会の運営から事務局の総務・管理、学事に関すること及び学校園の施設管理までの教育行政の各事業を分掌しており、その所掌する事務は次のとおりである。

- ア 教育委員（教育長を含む。）の服務及び秘書に関すること。
- イ 教育委員会の告示，会議及び記録並びに教育委員会の運営一般に関すること。
- ウ 事務局及び学校その他の教育機関の定数管理に関すること。
- エ 事務局及び学校その他の教育機関の組織に関すること。
- オ 事務局及び学校その他の教育機関の要員計画の策定に関すること。
- カ 事務局及び学校その他の教育機関の事務改善の企画及び指導に関すること。
- キ 教育行政の総合計画の企画，推進及び調整に関すること。
- ク 教育委員会規則，規程その他例規文書に関すること。
- ケ 広報に関すること。
- コ 儀式，公印，文書に関すること。
- サ 学校園の統廃合に関すること。
- シ 教育行政に関する相談に関すること。
- ス 教育委員会の予算及び決算の総括に関すること。
- セ 市立幼稚園，小学校及び中学校の予算の執行に関すること。
- ソ 教育目的のための財産積立，寄附金及び借入金に関すること。
- タ 学齢生徒及び児童の就学並びに生徒，児童，幼児の入学，転学及び退学に関すること。
- チ 教育に係る調査及び統計に関すること。
- ツ 奨学及び就学奨励に関すること。
- テ 授業料及び保育料に関すること。
- ト 通学区域に関すること。
- ナ 学級編制に関すること。
- ニ 部内の他の所管に属さないこと。
- ヌ 部内の予算及び決算に関すること。
- ネ 部の庶務に関すること。
- ノ 教育委員会内における所管の不明確な事項の所管部課の決定に関すること。
- ハ 学校その他の教育機関の用地及び施設の買収に関すること。
- ヒ 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- フ 学校その他の教育機関の施設の新設に関すること。

- ヘ 学校その他の教育機関の施設の保守に関すること。
- ホ 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
- マ 学校その他の教育機関の施設の目的外使用に関すること。

(2) 組織（平成23年9月30日現在）

管理部管理課の組織は課長1名、主査3名（管理担当2名、施設担当1名）、主席主任2名、一般事務職1名及び再任用職員1名の合計8名が配属され、臨時的任用職員3名が配置されている。

現況としては主査（管理担当）1名及び一般事務職1名が育児休業中であるため、臨時的任用職員3名のうち2名が代替職員として配置されている。

2 学校園施設の状況

平成23年5月1日現在

(1) 中学校

学校名	校地面積㎡	運動場面積㎡	校舎面積㎡	屋内運動場面積㎡	保有教室数	
					普通	特別
精道	16,350	9,454	7,351	1,009	21	17
山手	30,829	15,894	7,164	1,700	18	18
潮見	28,424	14,128	7,498	1,170	14	20
計	75,603	39,476	22,013	3,879	53	55

(2) 小学校

学校名	校地面積㎡	運動場面積㎡	校舎面積㎡	屋内運動場面積㎡	保有教室数	
					普通	特別
精道	12,984	5,264	6,789	919	24	10
宮川	15,000	7,414	7,036	1,145	24	11
山手	10,349	4,337	6,099	1,059	22	8
岩園	14,240	5,929	6,551	1,078	27	10
朝日ヶ丘	15,015	10,036	4,460	746	17	10
潮見	22,178	9,100	5,693	936	21	11
打出浜	20,432	12,524	5,907	886	22	11
浜風	21,645	9,114	6,194	891	15	9
計	131,843	63,718	48,729	7,660	172	80

(3) 幼稚園

園名	校地面積m ²	運動場面積m ²	校舎面積m ²	屋内運動場面積m ²	保有教室数	
					普通	特別
精道	1,989	625	1,125	214	6	0
宮川	2,015	730	1,298	194	8	0
岩園	1,881	722	734	175	5	0
小槌	2,083	660	1,061	157	7	0
朝日ヶ丘	2,517	470	1,370	230	7	0
西山	1,851	457	1,156	228	6	0
伊勢	2,066	767	1,310	224	7	0
潮見	2,800	816	1,257	195	6	0
浜風	3,000	886	1,332	218	6	0
計	20,202	6,133	10,643	1,835	58	0

3 学校園の園児・児童・生徒数

平成23年5月1日現在

(1) 中学校

学校名	学級数			生徒数		
	普通	特別支援	計	普通	特別支援	計
精道	18	3	21	650	7	657
山手	13	3	16	482	12	494
潮見	11	1	12	369	1	370
計	42	7	49	1,501	20	1,521

(2) 小学校

学校名	学級数			児童数		
	普通	特別支援	計	普通	特別支援	計
精道	21	2	23	677	6	683
宮川	23	1	24	689	4	693
山手	20	1	21	631	3	634
岩園	23	4	27	698	8	706
朝日ヶ丘	16	1	17	477	3	480
潮見	17	2	19	523	7	530
打出浜	18	3	21	568	7	575
浜風	12	3	15	321	12	333
計	150	17	167	4,584	50	4,634

(3) 幼稚園

園名	学級数	園児数
精道	4	71
宮川	6	170
岩園	4	77
小槌	4	103
朝日ヶ丘	2	51
西山	4	94
伊勢	4	105
潮見	4	88
浜風	3	60
計	35	819

4 奨学及び就学奨励に関する事務

管理課は、事務分掌規則にあるとおり数多くの事務を担っているが、標記の事務は学校園に通っている子どもたちやその保護者に対して影響のある施策の一つであり、財務会計事務からみても多額の予算を計上していることから特に焦点をあてることにしたものである。

(1) 芦屋市奨学金

本奨学金は「芦屋市奨学金給付規則」に基づき、教育の機会均等及び奨励を図ることを目的として、経済的理由により修学困難な者に対し修学上必要な資金（奨学金）を給付しているものである。

対象者は高校生であり、9月30日現在、申請件数178件のうち交付決定が165件となっている。

交付決定165件の内訳は、市内公立校（4校）で33件、市外公立校（18校）で72件、私立校（31校）で60件となっている。

金額は公立校の場合は月額5,000円で、私立校の場合は月額7,000円となっており、財源は全額市費で賄われている。

申請は市内の公立校に在学している人は学校を通じ、その他の学校に在学している人は直接、教育委員会に申請書等を提出することになっている。

申請期間は6月6日から6月30日までで7月28日に第1回「芦屋市奨学金受給者選考委員会」を開催し、本委員会で受給候補者を選考している。その結果をもとに受給者を決定し、結果を8月上旬に申請者へ通知している。各学校長に対しても結果を通知するとともに8月までの在籍状況についての証明をもらい、4月分から8月分を9月に支給している。また、9月分から12月分は12月に、1月分から3月分は3月に支給することになっている。

(2) 要保護等の児童生徒に対する就学援助

「芦屋市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱」に基づき就学及び育成の円滑な実施に資することを目的として、芦屋市立小・中学校に在学する児童・生徒のうち経済的な理由により就学させることが困難な保護者に対して援助費を給付するものである。

要保護者は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に規定する者をいい、準要保護者は要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者をいう。対象となるものは、学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、体育実技用具費、校外活動費、通学費、修学旅行費、学校給食費、医療費、卒業経費、中学生昼食費補助の 10 項目である。

9 月 30 日現在の認定者は、小学校においては要保護者 24 人、準要保護者 380 人、合計 404 人であり、中学校においては要保護者 15 人、準要保護者 228 人、合計 243 人である。

財源は要保護者に対しては一部の項目に国庫補助金があり、準要保護者に対しては全額市費で賄われている。

手続きとして 4 月 8 日に小・中学校の就学奨励費事務担当者に対する説明会を開催。4 月初旬に学校を通じて「就学援助についてのお知らせ」を全保護者に配布し、申請書は 5 月 13 日までに保護者から学校へ提出。その認定結果については 7 月 8 日に学校長へ通知するとともに学校を通じて保護者に通知し、8 月上旬に口座振込を行っている。

この事務について、次のような留意すべき事例が見受けられた。

- ア 「就学奨励費事務処理の手引き」のⅡ 年間事務の流れによると、第 1 回（1 学期分）口座振込の時期は 7 月下旬となっている。実際の支払事務は支出負担行為を 7 月 15 日に、支出命令は 7 月 27 日に決裁され、8 月 4 日の振込みとなっている。事務の煩雑なことは窺えるが、今後、7 月中に支払いができるよう留意されたい。
- イ 以前に廃止された留守家庭児童関連の扶助費が「芦屋市要保護及び準要保護児童生徒援助費給付要綱」の別表に記載されたままになっている。本要綱を速やかに改正されたい。

(3) 幼稚園就園に対する助成

国の制度である幼稚園就園奨励費補助金は幼稚園への就園機会の確保を図ることを目的として、幼稚園に就園する保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するとともに公・私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図るため、入園料及び保育料の一部を助成しているものである。

ア 私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園就園奨励費補助金は「芦屋市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱」に基づき、幼児教育の振興と充実を図ることを目的として、私立幼稚園に在籍する園児の保護者に対し保護者の経済的負担を軽減するため補助金を交付しているものであり、国の補助対

象事業である。

9月30日現在の申請は23園（市内は4園）で244件あり、交付決定は147件となっている。

補助申請は幼稚園の設置者を通じ6月17日までに教育委員会に提出され、7月に可否を決定し、幼稚園の設置者を通じて結果を保護者に通知している。各園から9月現在の対象児童の在籍状況についての証明をもらうとともに住民票の確認をし、要綱の規定どおり4月分から9月分を10月に、10月分から翌年3月分までを3月に、それぞれ保護者の口座に振り込まれることになっている。

追加申請は随時受付をしており、6月17日までに申請をしなかった人や7月以降に入園の人は申請日の属する月からの交付となる。

補助対象が芦屋市民で私立幼稚園園児の保護者であることから、市内4園に止まらず市外の私立幼稚園も対象となり事務の煩雑さを窺い知ることができるが、おおむね適正に処理されている。

イ 市立幼稚園保育料等の減免

「芦屋市立幼稚園保育料等徴収条例」及び「芦屋市立幼稚園保育料等の免除及び減額に関する規則」（以下「規則」という。）の規定により、芦屋市立幼稚園に幼児を通園させている保護者で保育料の納付が困難な者を対象に保育料の免除・減額を行っている。

免除されるのは①生活保護法（昭和25年法律第144号）による生活扶助を受けている子弟、②当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる者の子弟である。減額（5割）されるのは当該年度に納付すべき市民税の所得割額が16,000円以下となる者の子弟である。①及び②が国の補助対象であり、減額は市の単独事業である。申請53件のうち免除は36件、減額は10件となっている。

5月初旬に園を通じ制度の説明文書を保護者に配布し、6月10日を提出期限として（保護者に対しては6月7日）申請書及び必要書類は園を通じ受け付けている。1回目の可否の結果を6月30日に園長へ通知するとともに、園長を通じ保護者に通知している。

この事務について、次のような留意すべき事例が見受けられた。

- (7) 認定の決裁上、保留から免除と判断した理由についての記載が不十分なケースがあった。特別な事情がある場合は誤解を招かないためにも、どのような判断で免除したのか明示されることを指摘しておく。
- (4) 規則第5条第3項で「園長は、保育料の免除又は減額を必要としなくなったと認めたときは、免除又は減額の期間内であってもこれを打ち切ることができる。」とあるが、保育料の減免を決定するのは「芦屋市教育委員会事務局職務権限規則」別表中、管理課の表36において管理課長の専決事項となっており、減免に関する実務は管理課が行って

いることから実務に合った規定にすることを検討されたい。

(4) 多子世帯保育料（市立幼稚園）の軽減

兵庫県が実施する「ひょうご多子世帯保育料軽減事業（公立幼稚園）」は子どもを生みやすい環境づくりを推進することを目的として、多子世帯の子育てに係る経済的負担感の軽減を図るため3人以上の児童を育てている世帯に対し、第3子以降が市立幼稚園を利用する場合の保育料を助成するものである。

本市においては「芦屋市多子世帯保育料軽減事業（市立幼稚園）実施要綱」を策定し、兵庫県の10割補助事業として実施している。

助成額は市が徴収する保育料の月額から6,000円を控除した額とし、月額3,000円を上限としている。

申請13件のうち認定は7件となっている。

7月初旬に園を通じて案内文書を保護者に配布し、7月21日を提出期限として（保護者は7月15日期限）申請書及び必要書類を受け付けている。可否の結果は園長を通じ保護者に通知し、助成金は年度末に交付することになっている。

(5) 朝鮮人学校就学補助金

「芦屋市朝鮮人学校就学補助金交付要綱」に基づき就学及び育成の円滑な実施に資することを目的として、朝鮮人学校の初級部及び中級部に在籍する児童・生徒の保護者に対して補助金を交付するものである。対象となるものは学用品・通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費の3項目である。

対象者は10月1日現在で判断されるため、9月30日現在、申請は行われていない。

5 予算執行状況等について

(1) 執行状況

平成23年9月30日現在の歳入歳出の執行状況は、別表1及び別表2に掲載のとおりである。

歳入現計予算額151,627千円に対する収入済額は55,005千円で執行率は36.28%となっている。歳入のうち主なものは(款)使用料及び手数料(予算構成比率72.01%)で執行率は48.99%となっているが、(款)国庫支出金(予算構成比率17.36%)及び(款)県支出金のうち(項)県補助金(予算構成比率7.00%)などは年度末の収入となるため上半期合計の執行率は低くなっている。

歳出現計予算額457,488千円に対する支出(命令)済額は228,377千円で執行率は49.92%となっている。項別の執行率をみると(項)教育総務費(予算構成比率10.57%)が29.41%、(項)小学校費(予算構成比率48.07%)が40.76%、(項)中学校

費(予算構成比率14.75%)が45.35%、(項)幼稚園費(予算構成比率26.61%)が77.14%となっている。幼稚園費の執行率が高いのは夏季休業中に冷暖房設備等の工事を行ったためである。

全体として歳入歳出とも、おおむね順当な執行状況と判断される。

(2) 収入事務

歳入予算に係る収入事務について領収済通知書、調定伝票、還付命令書、歳入整理簿及び収入に係る決裁文書等を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理をされているが、次のとおり留意すべきものが見受けられた。

ア 幼稚園保育料について、平成22年度の現年徴収率は99.48%と高い数値を示しているのは評価できるが、平成23年度に繰り越した未収金は29件、1,268,000円あり、平成19年度以降年々増加しているため未収金の整理に向けて一層努力されたい。

また、現年度分の4月分から6月分の未収金に対する督促状について納期限を8月25日として8月8日付で送付していたが、「芦屋市税外徴収金の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例」第3条の規定では督促状は納期限後20日以内に発しなればならず、指定すべき納付の期限はその発付の日から15日以内となっているので条例に則って適切に処理されたい。

イ 高等学校授業料は平成18年度以前の未収金で7件、409,059円あり、高校大学入学支度金貸付金は平成16年度以前の未収金で9件、1,003,000円あり、いずれも既に終了した事業のものである。未収金は期間を経るほど回収が厳しくなることから毎年決まった時期に催告状を発するだけでなく、「芦屋市債権管理に関する条例」に基づいて策定した徴収計画書に掲げた今後の取組みである電話催告等により債務者に接触するように努力すること及び個票を作成して折衝経過等を記録することなどを実施するとともに個々の生活実態にも配慮し、案件ごとに適正な処理方針を定めて滞納整理を進めていく必要があると考える。

未収金問題については管理部管理課に未収金の整理に向けた更なる取組みを望むが、同課職員のみで未収金の回収に万全を期すことは難しい。したがって、市としては例えば未収額が一定額に達した時点で、未収事案を一律に本年度新設された総務部債権管理課に委ねるなど未収金の増加防止と迅速な回収システムを構築される必要があると考える。

なお、未収金の増加防止と早期回収システムの構築は、ひとり管理部管理課のみならず、例えば市営住宅の未払使用料など他の部署の所管にかかる未収事案についても考慮されるべき課題である。

(3) 支出事務

歳出予算に係る支出事務について、支出負担行為及び支出命令に係る財務会計処理、予算差引簿及び歳出に係る決裁文書等を抽出して調査した。主な支出項目については下記のとおりである。

ア 需用費の執行について

(項) 小学校費、(項) 中学校費、(項) 幼稚園費の(節) 需用費のうち大部分を占める光熱水費について、9月30日現在の執行状況を前年度比較すると次表のとおりである。

(単位：円)

細 節	年度	小 学 校 費		中 学 校 費		幼 稚 園 費	
		予算現額	支出済額	予算現額	支出済額	予算現額	支出済額
電気使用料	23	45,523,000	21,594,460	12,484,000	5,901,801	6,170,000	2,659,685
	22	44,649,000	21,742,965	11,972,000	5,552,067	4,827,000	2,547,890
ガス使用料	23	23,823,000	7,415,623	2,717,000	548,017	1,943,000	182,847
	22	23,823,000	9,602,967	1,782,000	1,008,106	1,600,000	194,862
水道使用料	23	44,194,000	21,422,518	9,600,000	7,234,148	3,700,000	1,556,879
	22	47,040,000	21,547,560	12,870,000	4,563,164	4,100,000	1,850,429

中学校費の水道使用料については前年度同期と比較して激増しているが、これは水道管の老朽化に伴う漏水が主な原因であり事後に減免申請を行っている。

また、ガス使用料については(項)小学校費、(項)中学校費、(項)幼稚園費ともに前年度同期よりも減少しているが、電気使用料についてはほぼ横ばいの状況である。

光熱水費は気候によっても影響するが、環境面にも配慮した効率的な使用に一層努められたい。

イ 維持管理業務の委託について

施設のエレベーター設備保守点検業務、学校施設管理業務(巡回警備、機械警備)等については、外部委託により維持管理を行っている。

(項)幼稚園費では5件の契約のうち3件が、(項)小学校費では17件の契約のうち14件が、(項)中学校費では14件の契約のうち10件が、4月1日から翌年3月31日までの年度を通じての施設の維持・保守業務委託契約となっている。これを各維持管理費の委託料予算で見ると、(項)幼稚園費では69.9%、(項)小学校費では78.6%、(項)中学校費では89.1%を占めている。

また、年度を通じての施設の維持・保守業務委託契約27件のうち12件については委託料の抑制を図るため、地方自治法施行令第167条の17及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定に基づく長期継続契約を締結することにより、

経費の削減、安定的な維持・管理に努めている。今後とも適正な契約事務を推進していただきたい。

その他の業務委託についても整然と事務が執行されていたが、次の点について留意すべき事例が見受けられた。

- (ア) 単独随意契約において、選定業者と業者選定理由の表現に整合性を欠くものがあった。業者選定理由は、誤解を生じないように適切に記載することに努められたい。
- (イ) 分割払い等支払条件を設ける場合は、見積書を徴する時の仕様書にもその旨を記載されたい。

ウ 施設の整備について

大規模な施設整備については都市環境部建築課に施工依頼している。本年度上半期では幼稚園保育室の冷暖房設備工事、屋上等の防水改修工事等が施工された。小規模工事については管理課施設担当が随時発注し管理監督の実務にあたっている。なお、小修繕工事については年度当初に予算の一部を各学校園に配当替を行い、各校園長の対応に任せている。

決裁文書、契約方法等については原則どおりに執行されており、必要書類もよく整理・保管されていたが、以下の点について留意されたい。

- (ア) 依頼工事については工事担当課（都市環境部建築課）により起案され、起工から完了までの一連の工事関係決裁文書は工事担当課の管理文書となっている。起工決裁には所管課（管理部管理課）からの「工事依頼書」が添付されているが、工事依頼するにあたっての所管課における決裁がなされていなかった。施工計画等の実質的な協議は終えているのであろうが、決裁行為はしておくべきである。
- (イ) 学校園における工事請負費の支出負担行為伺書の電子決裁処理において、職務権限規程の表記を支出・支出負担行為 33（8）とすべきところ支出・支出負担行為 33（4）イとしているものが散見された。また、「工事等施工起案書」を紙添付文書として回議されているが、添付文書名欄にもその旨を入力しておかれない。

エ 私立幼稚園に対する助成金について

本助成金は「学校法人の助成に関する条例」に基づき市内の私立幼稚園に対して助成するもので、該当幼稚園（4園）からの申請書の提出により行われている。支出事務手続きにおいて「平成23年度市内私立幼稚園に対する助成金の支出について」の起案文書中、伺い文で「芦屋市私立幼稚園助成金交付要綱に基づき支出します。」とあるが、今年度の対象となる私立幼稚園の助成は上記要綱によるものではないことから、適切な事務処理に努められたい。

(4) その他事務

その他の事務で主な項目については、下記のとおりである。

ア 予算流用について

予算流用の措置は25件あった。件数が多いのもやむを得ないと思うが、あくまでも予算流用は例外的な予算措置であることを認識した上で事務処理をしていただきたい。

また、「予算流用・予備費充用伺書」にその理由を明記することとなっているが、説明不十分なものも散見されたので留意されたい。

イ 車両管理について

車両台帳兼車両管理台帳、車両整備記録簿等を調査したが、おおむね適正に処理されていた。

ウ 服務関係について

旅行命令兼請求カード、時間外勤務命令カード兼勤務を要しない日等の振替カード（以下「超勤カード」という。）を調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、超勤カードにおいて加算区分の記載誤り等が見受けられたので留意されたい。

また、残業が恒常的に行われているため職員の配置や健康管理には十分留意されたい。

エ 公印及び公金の管理について

「芦屋市教育委員会公印規程」に基づき公印登録された公印台帳を備え、公印は適切に管理されていた。また、交際費は毎月50,000円の資金前渡を受けており、入出金を通帳で管理し精算も適切に行われていた。いずれも手提げ金庫で保管しており終業時は会計課金庫にて保管されている。

オ 管理課における事務監査について

「芦屋市立学校管理運営規則」第25条に基づき管理課では小中学校及び幼稚園を1年毎に監査しており、平成23年度は幼稚園9園を対象として8月に実施している。内容は主に入退園関係書及び行事費・給食費・材料費等の経理事務を監査していた。

管理課におかれては今後とも実地検査による点検・指導を行い、学校園事務の適正化に努められたい。

6 むすび

本市における教育行政は市民から質の高い教育環境を期待される中で、その期待に応えるべく「教育のまち芦屋」を目指して長年取り組んできたが、時代の移り変わりとともに学校園運営のあり方も複雑かつ多様化してきている状況にある。

平成22年12月に策定された「芦屋市教育振興基本計画」では人間力の育成や地域力の向上など6項目の重点目標を掲げて学校園、保護者及び地域が一体となって取り組んでいるところであり、施設面においては昨年度までに小中学校で耐震補強や大規模改修が進められ、本年度は幼稚園の空調設備工事が進められてきた。現在、食育では「芦屋市立中学校における望ましい昼食の在り方」が議論されており、3幼稚園では保護者の子育てを支援するために「預かり保育」の取組みを始めている。

今後、本市における中長期の財政状況を踏まえつつ教育環境に影響すると考えられる社会経済情勢の動向を見極めながら、子ども、保護者及び教員にとって教育環境のあるべき姿を具体化すべく長期的視野に立って効率的かつ価値的な事務事業の執行を図るとともに、学校園の快適な空間づくりに配慮して、「教育のまち芦屋」づくりに一層努められたい。

また、管理課においては教育行政の総合計画の企画、推進及び調整、予算及び決算の総括、並びに学校園の施設等の管理など、教育行政の中核的な役割を担い、教育委員会のまとめ役としても影響力は大きいものと思料される。

今回の監査では、平成23年度上半期における財務会計事務を中心に審査したが、全般を通じて、おおむね適正に執行されていた。ただ、指摘事項もいくつかあり、今後とも教育委員会の推進役を担っていくためにも、一層レベルの高い財務処理を遂行していかれたい。

以 上

別表1

平成23年度 管理部管理課 歳入予算執行状況 その1

平成23年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目節 細節	現計予算		調定済		収入済		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
分担金及び負担金	2,736,000	1.81	1,400,900	1.35	1,400,900	2.55	51.20
負担金	2,736,000	1.81	1,400,900	1.35	1,400,900	2.55	51.20
教育費負担金	2,736,000	1.81	1,400,900	1.35	1,400,900	2.55	51.20
保健体育負担金	2,736,000	1.81	1,400,900	1.35	1,400,900	2.55	51.20
独立行政法人日本スポーツ振興センター保護者負担金	2,736,000	1.81	1,400,900	1.35	1,400,900	2.55	51.20
使用料及び手数料	109,181,000	72.01	101,580,077	97.58	53,488,418	97.24	48.99
使用料	104,831,000	69.14	97,260,077	93.43	49,128,418	89.32	46.86
教育使用料	104,831,000	69.14	97,260,077	93.43	49,128,418	89.32	46.86
小学校使用料	3,199,000	2.11	3,398,568	3.26	1,790,568	3.26	55.97
学校施設目的外使用料	3,199,000	2.11	3,398,568	3.26	1,790,568	3.26	55.97
中学校使用料	1,778,000	1.17	1,668,372	1.60	1,033,872	1.88	58.15
学校施設目的外使用料	1,778,000	1.17	1,668,372	1.60	1,033,872	1.88	58.15
高等学校使用料	124,000	0.08	409,059	0.39	0	0.00	0.00
高等学校授業料	124,000	0.08	409,059	0.39	0	0.00	0.00
幼稚園使用料	99,622,000	65.70	91,712,078	88.10	46,267,978	84.12	46.44
幼稚園保育料	96,188,000	63.44	90,810,250	87.23	45,612,550	82.93	47.42
幼稚園施設目的外使用料	2,000	0.00	34,228	0.03	34,228	0.06	1,711.40
預かり保育利用料	3,432,000	2.26	867,600	0.83	621,200	1.13	18.10
社会教育使用料	108,000	0.07	72,000	0.07	36,000	0.07	33.33
美術博物館目的外使用料	36,000	0.02	0	0.00	0	0.00	0.00
図書館目的外使用料	72,000	0.05	72,000	0.07	36,000	0.07	50.00
手数料	4,350,000	2.87	4,320,000	4.15	4,360,000	7.93	100.23
教育手数料	4,350,000	2.87	4,320,000	4.15	4,360,000	7.93	100.23
幼稚園手数料	4,350,000	2.87	4,320,000	4.15	4,360,000	7.93	100.23
入園料	4,350,000	2.87	4,320,000	4.15	4,360,000	7.93	100.23

別表 1

平成23年度 管理部管理課 歳入予算執行状況 その2

平成23年9月30日現在 (単位: 円, %)

款項目節 細節	現 計 予 算		調 定 済		収 入 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額	構成比	金 額 B	構成比	
国庫支出金	26,324,000	17.36	0	0.00	0	0.00	0.00
国庫補助金	23,291,000	15.36	0	0.00	0	0.00	0.00
教育費補助金	23,291,000	15.36	0	0.00	0	0.00	0.00
教育総務費補助金	3,782,000	2.49	0	0.00	0	0.00	0.00
幼稚園就園奨励費補助金	3,782,000	2.49	0	0.00	0	0.00	0.00
小学校費補助金	131,000	0.09	0	0.00	0	0.00	0.00
要保護児童援助費補助金	131,000	0.09	0	0.00	0	0.00	0.00
中学校費補助金	401,000	0.26	0	0.00	0	0.00	0.00
要保護生徒援助費補助金	401,000	0.26	0	0.00	0	0.00	0.00
幼稚園費補助金	18,977,000	12.52	0	0.00	0	0.00	0.00
安全・安心な学校づくり交付金	18,977,000	12.52	0	0.00	0	0.00	0.00
国庫委託金	3,033,000	2.00	0	0.00	0	0.00	0.00
教育費委託金	3,033,000	2.00	0	0.00	0	0.00	0.00
教育総務費委託金	3,033,000	2.00	0	0.00	0	0.00	0.00
教育研究開発事業補助金	3,033,000	2.00	0	0.00	0	0.00	0.00
県支出金	10,650,000	7.02	31,000	0.03	31,000	0.06	0.29
県補助金	10,618,000	7.00	0	0.00	0	0.00	0.00
教育費補助金	10,618,000	7.00	0	0.00	0	0.00	0.00
教育総務費補助金	316,000	0.21	0	0.00	0	0.00	0.00
ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金	216,000	0.14	0	0.00	0	0.00	0.00
運動プログラム実践推進事業補助金	100,000	0.07	0	0.00	0	0.00	0.00
小学校費補助金	8,202,000	5.41	0	0.00	0	0.00	0.00
環境体験事業・自然学校推進事業補助金	7,750,000	5.11	0	0.00	0	0.00	0.00
スクールガード・リーダー配置事業補助金	292,000	0.19	0	0.00	0	0.00	0.00
帰国・外国人児童生徒受入促進事業補助金	160,000	0.11	0	0.00	0	0.00	0.00
中学校費補助金	2,100,000	1.38	0	0.00	0	0.00	0.00
トライやる・ウィーク推進事業補助金	2,100,000	1.38	0	0.00	0	0.00	0.00
県委託金	32,000	0.02	31,000	0.03	31,000	0.06	96.88
教育費委託金	32,000	0.02	31,000	0.03	31,000	0.06	96.88
教育総務費委託金	32,000	0.02	31,000	0.03	31,000	0.06	96.88
教育統計調査市町交付金	32,000	0.02	31,000	0.03	31,000	0.06	96.88

別表1

平成23年度 管理部管理課 歳入予算執行状況 その3

平成23年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目節 細節	現計予算		調定済		収入済		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
財産収入	1,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
財産売払収入	1,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
物品売払収入	1,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
物品売払収入	1,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
不用品売払収入	1,000	0.00	0	0.00	0	0.00	0.00
諸収入	2,735,000	1.80	1,087,260	1.04	84,260	0.15	3.08
貸付金元利収入	200,000	0.13	1,003,000	0.96	0	0.00	0.00
教育費貸付金元利収入	200,000	0.13	1,003,000	0.96	0	0.00	0.00
教育総務費貸付金元利収入	200,000	0.13	1,003,000	0.96	0	0.00	0.00
高校大学入学支度金貸付金収入	200,000	0.13	1,003,000	0.96	0	0.00	0.00
雑入	2,535,000	1.67	84,260	0.08	84,260	0.15	3.32
教育費雑入	2,475,000	1.63	6,084	0.01	6,084	0.01	0.25
教育総務費雑入	1,850,000	1.22	0	0.00	0	0.00	0.00
雇用保険料本人徴収金	1,850,000	1.22	0	0.00	0	0.00	0.00
小学校費雑入	625,000	0.41	1,620	0.00	1,620	0.00	0.26
太陽光売電電力料	0	0.00	1,620	0.00	1,620	0.00	
大気汚染測定装置電気代負担分	76,000	0.05	0	0.00	0	0.00	0.00
大気汚染測定局電気代負担分	549,000	0.36	0	0.00	0	0.00	0.00
社会教育費雑入	0	0.00	4,464	0.00	4,464	0.01	
刊行物等販売収入	0	0.00	4,464	0.00	4,464	0.01	
雑入	60,000	0.04	78,176	0.07	78,176	0.14	130.29
雑入	60,000	0.04	78,176	0.07	78,176	0.14	130.29
委託電話取扱手数料等	60,000	0.04	78,176	0.07	78,176	0.14	130.29
合 計	151,627,000	100.00	104,099,237	100.00	55,004,578	100.00	36.28

平成23年度 管理部管理課 歳出予算執行状況 その1

平成23年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目細目節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
教育費	457,488,000	100.00	228,377,132	100.00	49.92
教育総務費	48,376,000	10.57	14,226,011	6.23	29.41
教育委員会費	9,641,000	2.10	4,720,945	2.07	48.97
教育委員報酬	8,694,000	1.90	4,347,000	1.90	50.00
報酬	8,694,000	1.90	4,347,000	1.90	50.00
交際費	200,000	0.04	102,000	0.05	51.00
交際費	200,000	0.04	102,000	0.05	51.00
教育委員会運営経費	747,000	0.16	271,945	0.12	36.40
旅費	58,000	0.01	2,220	0.00	3.83
需用費	80,000	0.02	9,975	0.00	12.47
役務費	227,000	0.05	94,500	0.04	41.63
負担金, 補助及び交付金	382,000	0.08	165,250	0.08	43.26
事務局費	38,735,000	8.47	9,505,066	4.16	24.54
教育行政一般管理費	3,690,000	0.82	1,166,541	0.51	31.61
報償費	73,000	0.02	60,000	0.03	82.19
旅費	88,000	0.02	0	0.00	0.00
需用費	1,271,000	0.28	580,364	0.25	45.66
役務費	57,000	0.01	28,000	0.01	49.12
委託料	77,000	0.02	19,110	0.01	24.82
使用料及び賃借料	1,630,000	0.36	444,067	0.19	27.24
備品購入費	352,000	0.08	0	0.00	0.00
負担金, 補助及び交付金	142,000	0.03	35,000	0.02	24.65
教育行政維持管理費	2,318,000	0.51	1,355,525	0.59	58.48
需用費	524,000	0.11	120,489	0.05	22.99
役務費	1,762,000	0.39	1,235,036	0.54	70.09
公課費	32,000	0.01	0	0.00	0.00
私立学校園助成費	2,760,000	0.60	2,400,000	1.05	86.96
負担金, 補助及び交付金	2,760,000	0.60	2,400,000	1.05	86.96
私立幼稚園就園奨励費補助金	16,211,000	3.54	0	0.00	0.00
負担金, 補助及び交付金	16,211,000	3.54	0	0.00	0.00
芦屋市奨学金	13,380,000	2.92	4,583,000	2.01	34.25
扶助費	13,380,000	2.92	4,583,000	2.01	34.25
朝鮮人学校就学補助費	160,000	0.03	0	0.00	0.00
負担金, 補助及び交付金	160,000	0.03	0	0.00	0.00
ひょうご多子世帯保育料軽減事業補助金	216,000	0.05	0	0.00	0.00
負担金, 補助及び交付金	216,000	0.05	0	0.00	0.00

平成23年度 管理部管理課 歳出予算執行状況 その2

平成23年9月30日現在 (単位: 円, %)

款項目細目節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
小学校費	219,907,000	48.07	89,636,493	39.25	40.76
学校管理費	179,396,000	39.22	67,495,645	29.55	37.62
一般事務費	9,783,000	2.14	3,894,484	1.70	39.81
需用費	4,314,000	0.94	1,390,063	0.61	32.22
役務費	3,187,000	0.70	1,304,429	0.57	40.93
使用料及び賃借料	2,042,000	0.45	1,161,731	0.50	56.89
原材料費	240,000	0.05	38,261	0.02	15.94
小学校維持管理費	169,613,000	37.08	63,601,161	27.85	37.50
需用費	123,990,000	27.10	51,809,840	22.68	41.79
役務費	2,725,000	0.60	472,311	0.21	17.33
委託料	20,840,000	4.56	4,774,560	2.09	22.91
工事請負費	17,200,000	3.76	6,203,347	2.72	36.07
備品購入費	4,858,000	1.06	341,103	0.15	7.02
教育振興費	9,260,000	2.02	3,971,457	1.74	42.89
要保護児童就学援助費	147,000	0.03	47,261	0.02	32.15
扶助費	147,000	0.03	47,261	0.02	32.15
義務教育児童就学援助費	9,113,000	1.99	3,924,196	1.72	43.06
扶助費	9,113,000	1.99	3,924,196	1.72	43.06
学校建設費	31,251,000	6.83	18,169,391	7.96	58.14
小学校施設整備事業費	31,251,000	6.83	18,169,391	7.96	58.14
需用費	100,000	0.02	68,441	0.03	68.44
工事請負費	17,148,000	3.75	15,454,950	6.77	90.13
備品購入費	14,003,000	3.06	2,646,000	1.16	18.90
中学校費	67,449,000	14.75	30,590,841	13.39	45.35
学校管理費	53,640,000	11.73	22,456,912	9.83	41.87
一般事務費	4,479,000	0.98	1,886,319	0.82	42.11
需用費	1,557,000	0.34	779,361	0.34	50.06
役務費	1,787,000	0.39	698,292	0.30	39.08
使用料及び賃借料	1,054,000	0.23	382,244	0.17	36.27
原材料費	81,000	0.02	26,422	0.01	32.62
中学校維持管理費	49,161,000	10.75	20,570,593	9.01	41.84
需用費	30,461,000	6.66	13,695,483	6.00	44.96
役務費	442,000	0.10	365,919	0.16	82.79
委託料	7,331,000	1.60	2,474,997	1.08	33.76
工事請負費	8,034,000	1.76	3,879,225	1.70	48.29
備品購入費	2,893,000	0.63	154,969	0.07	5.36
教育振興費	12,289,000	2.69	8,130,254	3.56	66.16
要保護生徒就学援助費	540,000	0.12	414,344	0.18	76.73
扶助費	540,000	0.12	414,344	0.18	76.73
義務教育生徒就学援助費	11,749,000	2.57	7,715,910	3.38	65.67
扶助費	11,749,000	2.57	7,715,910	3.38	65.67
学校建設費	1,520,000	0.33	3,675	0.00	0.24
中学校施設整備事業費	1,520,000	0.33	3,675	0.00	0.24
需用費	50,000	0.01	3,675	0.00	7.35
工事請負費	1,470,000	0.32	0	0.00	0.00

平成23年度 管理部管理課 歳出予算執行状況 その3

平成23年9月30日現在 (単位:円,%)

款項目細目節	現 計 予 算		支 出 (命 令) 済		執行率 B/A
	金 額 A	構 成 比	金 額 B	構 成 比	
幼稚園費	121,756,000	26.61	93,923,787	41.13	77.14
園管理費	35,221,000	7.70	16,101,851	7.05	45.72
一般事務費	3,008,000	0.66	1,264,561	0.55	42.04
需用費	264,000	0.06	59,761	0.03	22.64
役務費	1,963,000	0.43	584,714	0.25	29.79
使用料及び賃借料	781,000	0.17	620,086	0.27	79.40
幼稚園維持管理費	26,896,000	5.88	10,737,100	4.70	39.92
需用費	15,740,000	3.44	6,068,444	2.66	38.55
役務費	1,275,000	0.28	224,940	0.10	17.64
委託料	956,000	0.21	556,101	0.24	58.17
工事請負費	8,025,000	1.75	3,776,745	1.65	47.06
備品購入費	900,000	0.20	110,870	0.05	12.32
市立幼稚園子育て支援事業	2,586,000	0.56	2,135,640	0.94	82.58
需用費	828,000	0.18	683,239	0.30	82.52
委託料	378,000	0.08	378,000	0.17	100.00
備品購入費	1,380,000	0.30	1,074,401	0.47	77.86
市立幼稚園子育て支援事業	2,731,000	0.60	1,964,550	0.86	71.94
工事請負費	2,731,000	0.60	1,964,550	0.86	71.94
幼稚園建設費	86,535,000	18.91	77,821,936	34.08	89.93
幼稚園の施設整備に要する経費	86,535,000	18.91	77,821,936	34.08	89.93
需用費	100,000	0.02	39,301	0.02	39.30
工事請負費	86,435,000	18.89	77,782,635	34.06	89.99
合 計	457,488,000	100.00	228,377,132	100.00	49.92